

第 248 回
神奈川県都市計画審議会
議事録

令和 8 年 7 月 22 日（水）
神奈川県庁本庁舎 3 階 大会議場

議 事 経 過

【定足数の報告と仮議長の選出】

開会に先立ち、事務局より、本日は委員総数 30 名のうち 26 名の委員が出席しており、条例に定める定足数（過半数）に達していることが報告された。また、審議会の開会及び会長選任に係る進行のため、中村委員を仮議長に立てることについてその場で委員に諮り了承された。

<開会>

【中村仮議長】

ただいまから、第 248 回神奈川県都市計画審議会を開会いたします。

本審議会の会長は学識経験のある委員のうちから、委員の選挙によって定めることとなっております。

それでは、会長の選任につきまして、何か御意見がございましたら、挙手の上、御発言をお願いいたします。

稲垣委員の手が挙がっているようでございます。稲垣委員、よろしく願いいたします。

【稲垣委員】

稲垣です。中村先生は都市計画の法制度や行政に精通されていらっしゃる、会長にふさわしいと考えます。皆様にお諮りいただければと思います。よろしく願いします。

【中村仮議長】

ただいま、稲垣委員から御発言がございましたが、他に御意見はございますか。

他に御意見がないようですので、神奈川県都市計画審議会の会長は、引き続き、私、中村が務めさせていただくことといたします。

会長選任に係る進行につきましては、これで終了いたしましたので、仮議長の任を終わらせていただきます。御協力ありがとうございました。

【山崎書記】

どうもありがとうございました。

それでは、中村会長には、引き続き議長として、これ以降の進行をお願いいたします。

【中村議長】

改めまして、会長職を務めさせていただくこととなりました中村でございます。皆様方の御協力をいただきながら、当審議会を運営して参りたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは議事に入ります前に、会長職務代理者の指名を行います。

会長職務代理者については、神奈川県都市計画審議会条例第 4 条第 3 項の規定により会長が指名することとなっておりますので、岡村敏之委員にお願いしたいと思います。岡村委員より何かございますか。

【岡村委員】

はい。御指名いただきましたので、精一杯務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

【中村議長】

どうぞよろしくお願いいたします。

次に、事務局から本日の傍聴状況等について報告をお願いします。

【山崎書記】

本日の傍聴状況についてご報告致します。本日は4名の方から傍聴の申し出があり、定員の15人を超えないため、申出人全員を傍聴人として決定いたします。

また、本日は1名の報道関係者から傍聴の申し出がございました。

なお、本日の審議会で御審議いただきます案件につきましては、「公開に関する取扱要領」に規定する非公開事由には該当しておりませんので、事務局といたしましては、公開で御審議いただくことを考えております。以上でございます。

【中村議長】

ただいま事務局から説明したとおり、本日の審議につきましては、公開とする扱いとさせていただきます。

本日は定員に余裕があるため、以後の傍聴については、議事運営の円滑な遂行のため、入室に係る実務を事務局にお任せしたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

それでは、そのようにさせていただきます。

ただいまから傍聴人の方に入場していただきますので、しばらくお待ちください。

【中村議長】

議事に入る前に、傍聴人の方へ傍聴いただく上での注意を申し上げます。事務局がお配りをした注意事項をよくお読みいただき、厳守していただきますようお願いいたします。なお、これに反する行為があった場合には、退場していただくことがありますので、御承知おきください。

【中村議長】

ここで、本日の議事録署名委員を指名させていただきます。野澤千絵委員及び三瓶清美委員にお願いいたします。

それでは、案件の審議に入ります。本日、御審議いただく案件は、お手元の「案件表」に記載のとおり1件でございます。

また、案件の審議終了後に、報告事項が2件ございます。内容は、「逗子都市計画道路の変更（3・6・5号桜山長柄線、3・4・1号横須賀逗子線）に係る公聴会について」及び「葉山都市計画道路の変更（3・6・10号長柄上山口線）に係る

公聴会について」でございます。

議第 4501 号は、建築基準法の規定により、特定行政庁である横須賀市が当審議会の議を得るために付議されたものでございます。これについて、横須賀市の説明を求めます。

【横須賀市建築指導課 水津課長】

横須賀市建築指導課長の水津です。よろしくお願いします。

それでは、議第 4501 号「建築基準法第 51 条ただし書の規定による産業廃棄物処理施設の位置の指定」について説明します。

お手元の議案書は 1 ページ、図面集は 1 ページからとなりますが、説明は、右上に「審議事項説明資料」と記載のある資料により進めさせていただきます。

なお、会場のスクリーンにも同じものを映しております。

2 ページを御覧ください。

はじめに、計画の概要について説明します。

3 ページを御覧ください。

申請者は株式会社ハイラック代表取締役林久雄、申請地は横須賀市長坂 2 丁目 300 番 45、用途地域は工業専用地域です。

主要用途は、がれき類の破碎処理を行う工場、申請理由は、産業廃棄物であるがれき類を受入れ破碎し、資源の再利用化をするためです。なお、当該施設は令和 2 年からがれき類の選別施設として稼働しており、今回は設備機器を更新する計画で、新築増築等の建築行為はありません。

4 ページを御覧ください。

続いて、計画施設の現状と計画についてです。

現状の施設は、産業廃棄物の中間処理施設としてがれき類の選別を行い、再生資材として販売していました。

今回の施設計画は、再生資材の利用者からのより粒度が細かく安定した品質の再生資材を要望する声に応えるべく、破碎を主体とした処理工程に変更するものであります。今回申請された、がれき類の破碎処理を行う施設は、産業廃棄物処理施設に該当します。

5 ページを御覧ください。

現状の施設について説明します。

現状は、解体現場等で発生したがれき類を選別し、路盤材や埋戻し材として再生資材とする施設です。がれき類に付着している可燃物や磁性物は、風力選別機や磁力選別機により選別し、適切に処分しています。なお、年間実績から割り出した 1 日当たりの受入れ量は約 370 トンです。

6 ページを御覧ください。

次に、今回の計画施設についてです。

解体現場等で発生したがれき類を 100 ミリメートル以下に破碎し、手選別で可燃物等の異物付着物を取り除いた後に 40 ミリメートル以下に整粒します。ふるい機で 5 ミリメートル以下及び 5 ミリメートルから 40 ミリメートルに選別後、磁力選別機により、磁性物を取り除き、再生資材とする計画です。計画受入れ量は、1 日当たり 440 トンです。

7 ページを御覧ください。

次に、法令上の位置付けについて説明します。

8 ページを御覧ください。

まず、建築基準法上の位置付けについてです。

建築基準法第 51 条は、「都市計画区域内においては、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。」とされています。

その上で、「ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合は、この限りでない。」とされています。

そのため、政令で定める処理施設であって、都市計画においてその敷地の位置が決定していないものは、神奈川県都市計画審議会の議を経て、横須賀市が許可をすることとなります。

9 ページを御覧ください。

次に、許可の対象となる施設について説明します。

建築基準法施行令第 130 条の 2 の 2 及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 7 条第 8 号の 2 より、がれき類の破碎施設で処理能力が 1 日当たり 5 トンを超える場合、許可が必要となります。

今回の計画施設は、破碎処理能力が 1 日当たり 1,215 トンであり、処理能力が 1 日当たり 5 トンを超えるため、政令で定める処理施設に該当します。また、都市計画で敷地の位置を決定していないことから、当条ただし書の許可の手続きが必要になります。

10 ページを御覧ください。

次に、計画内容について説明します。

11 ページを御覧ください。

まずは、計画施設の敷地の位置についてです。

12 ページを御覧ください。

黄色で着色の箇所が横須賀市です。また、拡大図の赤丸の箇所が計画施設の敷地の位置となります。次に横須賀市の西部を拡大します。

13 ページを御覧ください。

計画施設の敷地は、図の赤枠で示した位置です。周辺には主要な道路として、国道 134 号、都市計画道路横須賀三崎線、都市計画道路坂本芦名線、横浜横須賀道路の衣笠インターチェンジがあります。さらに位置図を拡大します。

14 ページを御覧ください。

赤枠で示した箇所が計画施設の敷地で、南側に横須賀市道 4330 号線、北東側に国道 134 号があります。敷地面積は 3,641.57 平方メートル、用途地域は工業専用地域、建ぺい率は 60 パーセント、容積率は 200 パーセントとなっています。

15 ページを御覧ください。

航空写真を示しています。計画施設は工場等に囲まれており、周辺には住宅地等がないことが確認できます。

16 ページを御覧ください。

続いて、計画施設配置計画図について説明します。

17 ページを御覧ください。

こちらは計画施設の配置計画図になります。

敷地内には、荷卸し棟、事務所棟、ポンプ棟の 3 棟が建ち並んでいます。前面市道への出入り口は 9.5 メートルの幅となっています。

18 ページを御覧ください。

続いて、作業計画図について説明します。

19 ページを御覧ください。

敷地内での搬入・搬出の流れを説明します。

まず、搬入についてです。敷地の出入口から搬入車両が進入し、事務所棟脇にある計量機で計量した後、待機スペースで検品を受け、荷卸し棟内に入場します。荷卸し棟内での荷卸しを済ませた後、再度、計量を行い退場します。また、搬出については搬入の逆の流れとなります。

20 ページを御覧ください。

荷卸し棟内部の処理工程を説明します。

まず、搬入されたがれき類を荷卸し用の重機で破砕ピットに投入します。その後、破砕、整粒、選別等の処理工程を経て再生資材となります。処理後の再生資材は重機で積み込み、搬出します。

21 ページを御覧ください。

最後に、交通計画について説明します。

22 ページを御覧ください。

今回の計画では、主に神奈川県、東京都内で発生したがれき類を受け入れ、施設内で再生資材に処理した上で、神奈川県内の土木事業者及び再生砕石等を扱う業者や、県外の砂利採取業者へ搬出する計画です。

搬入車両は、主に横浜横須賀道路を利用しており、衣笠インターチェンジから横須賀三崎線、国道 134 号を経て計画施設へ向かう経路と、横須賀インターチェンジから坂本芦名線、国道 134 号を経て計画施設へ向かう経路があります。

23 ページを御覧ください。

搬出車両もほぼ同様の経路となりますが、一部、久里浜港を経由して海上輸送する場合があるため、その際は国道 134 号、横須賀三崎線、久里浜田浦線を経て久里浜港へ向かうこととなります。なお、これらのルートは現状も通行しているルートとなっています。また、高速道路を利用する経路は、関東地方整備局より大型車の走行にかかる特殊車両通行許可を受けています。

国道 134 号、横須賀三崎線、坂本芦名線は、それぞれ片側一車線の道路ではありますが、各道路には歩道及び横断歩道、信号機も設置されており、現状も通行している経路であることから、大型車両の通行について、支障がないことを確認しています。

24 ページを御覧ください。

車両台数による交通への影響について説明します。

搬出入の計画車両台数は右側の表のとおりで、搬入車両は 1 日 58 台、搬出車両は 1 日 34 台の合計 92 台で、現状の 73 台から 19 台増える計画です。また、搬出入時間帯は、午前 8 時から午後 6 時までとしています。国道 134 号の一般交通量に対する影響割合について検討しており、結果は左下の表のとおりとなっています。国道 134 号の交通量は 12 時間当たり 13,121 台で往復台数で 38 台増える計画ですが、交通量の増加率は約 0.3 パーセントであり、混雑度も 0.96 であることから、周辺の交通への影響は軽微であると考えています。また、これら交通計画について所轄警察署と協議を行い、了承を得ています。

なお、周辺の公共施設である病院や小学校、企業等にも説明を行っており、特段の反対意見等はありませんでした。

25 ページを御覧ください。

続いて、生活環境影響調査について説明します。

26 ページを御覧ください。

生活環境影響調査においては、施設の稼働による騒音・振動について調査・検討しています。横棒で記載している項目は、標準的な調査項目のうち、該当しないまたは影響が小さいため選定しなかった項目となります。

横須賀市の廃棄物処理施設設置等許可事務取扱要綱による手続きにより、本市資源循環部廃棄物対策課においても調査の内容は確認されております。

27 ページを御覧ください。

まずは、施設の稼働等による騒音・振動の調査結果について説明します。

28 ページを御覧ください。

左上の表に記載しました、荷卸し棟内の各ライン、機器類等から発せられる騒音・振動の数値から、各方位の敷地境界線上の騒音・振動の数値を算出し検討しました。図面上の数字は各機器の設置計画位置、騒音及び振動の検討箇所は計画敷地境界線上の地点1から4となります。

現地調査の結果と、各機器から生じる騒音・振動の数値の結果を合わせた数値のうち、各地点で最大の数値が左下の表のとおりとなります。騒音・振動とも、神奈川県生活環境の保全等に関する条例に規定されている工業専用地域の規制基準値を超えていないことを確認しております。

29 ページを御覧ください。

次に、調査対象外の項目についてです。

30 ページを御覧ください。

施設排水の排出については、処理工程において排水の発生する工程はなく、施設からの排水がないことから調査対象としていません。

悪臭については、本施設で取り扱う廃棄物はがれき類であり、著しく臭気を発するものについては受け入れを行わず、処理工程においても臭気を発生する工程はないため、施設からの悪臭による影響はほとんどないことから、調査対象としていません。

粉じんについては、発生源である破砕機は施設内に設置するため、周辺への影響はほとんどないことから調査対象としていません。

廃棄物運搬車両の走行による影響ですが、国道134号の一般交通量に対する影響が小さいこと、幹線道路から計画敷地までの経路に住居等が存在しないことから、周辺への影響が小さいため、調査対象としていません。

31 ページを御覧ください。

続いて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に係る手続きについて説明します。

32 ページを御覧ください。

事業者から本市資源循環部廃棄物対策課に対して、横須賀市の「廃棄物処理施設設置等許可事務取扱要綱」に基づく事業予定計画書、生活環境影響調査実施計画書が提出されています。また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律による手続きとして、産業廃棄物処理施設設置許可申請書が提出されています。

これらの計画書及び申請書については、本市廃棄物対策課において、事前手続きによって事業計画が適合していることを確認しています。なお、許可通知は建築基準法の許可に合わせて行う予定です。

33 ページを御覧ください。

最後に、横須賀市の都市計画審議会についてです。

34 ページを御覧ください。

令和 7 年 12 月 22 日、横須賀市都市計画審議会に諮問したところ、令和 7 年 12 月 25 日に異存ない旨の答申を得ています。

議第 4501 号「建築基準法第 51 条ただし書の規定による産業廃棄物処理施設の位置の指定」についての説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

【中村議長】

ただいま、横須賀市から、議第 4501 号の説明がございました。何か御意見、御質問等ございましたら御発言をお願いいたします。

綱嶋委員、どうぞ。

【綱嶋委員】

御説明の中であつたと思いますが、新しい施設になった場合に、日量 1,215 トンの処理能力ということでもいいのかということと、今まで現状の中で、日量でどのぐらいの処理ができていたのかというのを再度確認させてください。

【横須賀市建築指導課 水津課長】

新しい施設は 1 日当たり 1,215 トンの処理能力がありますが、実際は 1 日当たり 440 トンの処理をするということを予定しています。また、これまでの実績については、1 日当たり 370 トンと承知しております。

【中村議長】

綱嶋委員どうぞ。

【綱嶋委員】

では、最大で、日量 1,215 トン処理できる施設ということですが、実際、日々の稼働の中では、新しく施設を更新した場合に 440 トンを処理することによろしいですか。

【横須賀市建築指導課 水津課長】

おっしゃるとおりです。

【綱嶋委員】

そうすると、今この計画というのは、日量 1,215 トンに対してではなくて、440 トンに対する計画と調査ということではないのでしょうか。

【横須賀市建築指導課 水津課長】

おっしゃるとおりです。

【綱嶋委員】

そうすると、新しく更新した場合、日量 440 トンですけども、最大では 1,215 トン処理できるわけですね。この差の部分というのは、まだ余力があるということ

で、これから、処理する台数や量が増えていくことになると思うのですが、増えていくことにはならないのでしょうか。

【横須賀市建築指導課 水津課長】

増えていく想定は今のところしておりません。安定した再資源化を行うために、搬入量に対して余裕を持った処理能力を確保しているのが実情です。

処理能力の1日当たり1,215トンというのは設備仕様上で最大の能力値であって、実際の処理量は搬入物の粒形や含水率や異物混入状況、選別工程等により変動すると考えています。

【綱嶋委員】

では、余力があることに対して、440トンでということは、もしそれ以上の処理になるようなことがあった場合には、どのような対応をするのでしょうか。

【横須賀市建築指導課 水津課長】

その場合は、今出されている処理計画が変更になると思いますので、廃棄物対策課の方に届出が出てきた際に、建築指導課にも建築の許可申請が上がってきて検討するような形になるかと思います。

【綱嶋委員】

私が心配しているのは、最大の稼働が先ほど申し上げているように1,215トンとあって、今申請が出た440トンで調査しているわけですから、前の370トンから比べれば、微増で済んでいるわけですね。しかし、440トンでずっとやれているかどうか、申請が出るか出ないか、これは別に業者さんのことを悪く言うつもりはありませんが、これはどこかで、やはりきちんとした440トンという数字が担保できるような、調査・対策というのは当然必要だと思いますが、いかがですか。

【横須賀市建築指導課 水津課長】

今のところは増える想定をしていませんので、それについて考えていることはありません。

【綱嶋委員】

性善説に立てば、当然そういうことだと思いますよ。しかし、やはりがれきの産廃処理施設ですので、そして場所も工業専用地域ですから、それほど住民に対する影響というのは大きいものはないと思いますが、それにしても、これだけの処理能力に差があるわけですから、その部分というのは、行政としてしっかりチェックをしていく必要があると思いますが、その辺はいかがですか。

【横須賀市建築指導課 水津課長】

そのようには考えていますが、加えて、既存の建物を使う計画になっておりますので、保管場所のキャパシティとして、それ以上は保管ができないと聞いております。

【綱嶋委員】

分かりました。ただ、新しい施設の処理能力との差が大きいので、やはりこの部分は、横須賀市も、定期的に業者と話をすることは大事だと思います。今おっしゃったように、ヤードの面積がそれほど処理できる面積がないということですから、置けないということなのかもしれませんが、いろいろなやり方は当然出てくるのかと思います。やはり、ここの余力の部分というのは、しっかり見ていく必要があると思いますので、よろしくお願いいたします。

【横須賀市建築指導課 水津課長】

承知しました。

【中村議長】

ありがとうございました。

それでは続いて、古賀委員から手が挙がっております。古賀委員、御発言をどうぞ。

【古賀委員】

ありがとうございます。私も、今の御意見にとっても共感しています。これしかやらないのでといっても、能力がそれだけあるものに対して、ここから先、もしも最大限になった時に何が起こるのかということは、この440トンまでしかいきませんよと言われていても、最大どうなるかということはシミュレーションしておくべきではないかということ、そしてまた、その時に起こり得ることに対して、どんな対応ができるのかということは考えておくべきではないかと思います。

特に都市を作っていくというのは非常にロングスパンなことだと私は思うので、そこは目先のことだけではなくて、この建物が持っているキャパだけではなくて、未来に向かってどういうふうになるのかということを、少し考えておいて然るべきかと思います。

また、環境に対して、とても今、皆さんセンシティブになっていると思います。例えば今この処理施設に対して住民の方は本当はどう思っているのか、もっとも、住居がないような地域ではありますけれども、どういう認識をしているのかというようなことも踏まえて、この際、一度さらしておく必要があるのかなと思いました。以上です。

【横須賀市建築指導課 水津課長】

貴重な御意見、ありがとうございました。委員のおっしゃるとおり、その辺りについては進めてみることを検討したいと思います。

【古賀委員】

御意見をいただくだけではなくて、やっぱりやると決めていただきたいというか、5年間でやるということでも構いませんが、これからはそうやって言質をとっていかないといけないのではないかという気がしています。

この場はそういった場ではないとしたら理解しますが、回答だけではなくて、アクションを起こしていくということを、何か決めていければいいのだろうと考えています。

【中村議長】

ありがとうございます。ただいま、綱嶋委員、古賀委員から、この1,215トンと、それから予定をしている440トンの差分ですね。こちら将来的に増える可能性もあるという中で、そちらについての審査、モニタリング、あるいはシミュレーションであったり、そういったことをしっかり行うべきではないかといった趣旨の御指摘があったわけでございます。

今、横須賀市としては、どのような対応を取られるという御回答になりますでしょうか。改めてお願いできますか。

【横須賀市建築指導課 水津課長】

処理の質を上げることが今回の目的ですので、処理量を増やすことは目的としないと思います。仮に受入れ量が増える場合は、計画の変更が必要になりますので、しっかりと監視していきたいと考えています。

【中村議長】

分かりました。処理量が増大してくる時には、もちろんその廃棄物の処理及び清掃に関する法律上の手続や建築基準法上の手続等もしっかりやりながら、必要な手続を踏んでいくという形になるということですね。

はい、分かりました。ありがとうございます。

他に御意見がございますか。吉川委員、よろしくお願いします。

【吉川委員】

今回、工業専用地域ですけれども、近隣の地図を見ると、病院や高校等の教育施設があるので、生活環境影響調査について、確認をさせていただきたいと思います。

資料28ページですが、施設の稼働にかかる影響ということで、諸々ある中で、今回は、騒音と振動について調査をされたと、それ以外の項目は調査をされなかったということですが、内容については理解いたしました。この調査の方法について、実際、選別をする施設だと思いますけれども、それは粉碎をする施設としての利用を予定しているということで、機械が入るので、振動や騒音が予想されるということかと思います。それで、現状、機械が入っていない中で、どのように調査をされて、地点ごとの測定結果が出たのか、詳細を分かる範囲で教えていただけますか。

【横須賀市建築指導課 水津課長】

機器について、製品のカタログ等の出力等、そういった数値を用いまして、検証しているところでございます。

【吉川委員】

分かりました。機器のカタログ等ということで、上段の1、2、3番で騒音レベル、振動レベルがあると思いますが、何か地点ごとに、例えば、破碎機が騒音レベル94デシベルで高いわけで、これの近くである地点2が当然高くなるのかなと思ってみるとそうでもなくて、地点4の方が高かったりですね、このあたりどういったモデル、シミュレートでこの数値が出てきたのか、分かる範囲で御説明いただけた

らと思います。

【横須賀市建築指導課 水津課長】

機器については、様々な機器を用いておりますので、その機器の特性に応じて、測定場所を設定し、1から4の地点を選定して測定しているところです。

【吉川委員】

それだけでは理解しきれないところもありますが、専門的見地から出されたかなと思っています。騒音・振動について、地元である横須賀市の都市計画審議会で何か議論があったかどうか、最後に確認をさせてください。

【横須賀市建築指導課 水津課長】

横須賀市都市計画審議会においては、騒音・振動に関しては特に意見をいただいております。

【吉川委員】

分かりました。

【中村議長】

ありがとうございます。他に御意見、御質問ございますでしょうか。
それでは、稲垣委員、お願いします。

【稲垣委員】

対象敷地が、洪水・高潮・津波の浸水想定区域と重なりますが、その浸水時の周辺への影響について、これまで考えられたかをお聞きしたいのと、参考までに当該施設の浸水対策について教えていただけますでしょうか。

【横須賀市建築指導課 水津課長】

当該地は、津波及び高潮の恐れのある区域に指定されている場所です。災害時には、荷卸し棟の出入口のシャッターを閉めて対策をするということを伺っております。

【稲垣委員】

ありがとうございます。特に環境影響評価の調査項目にはなっていないので調べていないとは思いますが、どういった影響が及ぶのかということは特に検討されていないということでしょうか。

【横須賀市建築指導課 水津課長】

津波の影響については、シャッターを閉める対策ぐらいで、津波による影響については、4から5メートルの浸水深さを想定していることは承知しております。

【稲垣委員】

承知しました。

【中村議長】

ありがとうございます。他に御意見、御質問はございませんでしょうか。

出尽くしたようでございます。ここで採決に入りたいと思います。

議第 4501 号を原案どおり可決してよいでしょうか。御異議がある場合は、挙手をお願いいたします。

(挙手なし)

ありがとうございます。異議なしということでございますので、議第 4501 号は、原案どおり可決いたしました。

次に、報告事項に移ります。「逗子都市計画道路の変更（3・6・5号桜山長柄線、3・4・1号横須賀逗子線）に係る公聴会について」及び「葉山都市計画道路の変更（3・6・10号長柄上山口線）に係る公聴会について」、この2件を一括して、事務局から報告してください。

【佐野幹事】

それでは、逗子都市計画道路の変更（3・6・5号桜山長柄線、3・4・1号横須賀逗子線）、葉山都市計画道路の変更（3・6・10号長柄上山口線）に係る都市計画公聴会について、御報告させていただきます。

説明は、右上に「報告事項説明資料」と記載のある資料により進めさせていただきます。

なお、会場の画面にも同じものを映してございます。右下にページを振っております。

2ページを御覧ください。

3・6・5号桜山長柄線ほか2路線の変更につきましては、都市計画素案の閲覧・公述の受付を令和8年1月26日から2月16日まで行ったところ、公述の申出がございましたので、都市計画公聴会を令和8年3月12日、13日の両日に開催いたしました。今回、公聴会の公述意見の要旨及び県の考え方について、本審議会に報告するものでございます。

3ページを御覧ください。

報告事項といたしまして、記載のとおり3つの項目について、順次説明させていただきます。

まず1点目は、「逗子都市計画道路の変更（3・6・5号桜山長柄線）ほか2路線の概要」についてでございます。

4ページを御覧ください。

こちらは、三浦半島中央部の位置図を示してございます。

三浦半島は、東側が東京湾、西側が相模湾に面しており、図左上の黄色で着色された逗子市、その南側に緑色で着色された葉山町、さらに南東側には横須賀市が位置してございます。位置図中央右下方向へ紫色の線で示しているのが自動車専用道路である横浜横須賀道路でございます。

その西側に並行して南北に走る赤色の線が、三浦半島中央道路です。

今回、御報告する桜山長柄線と長柄上山口線は、湘南国際村山科台線等とともに、三浦半島中央道路を構成する路線の一部となっております。

また、図上部の黄色で着色された逗子市域を東西方向に横断する赤色の線が、横

須賀逗子線でございます。

5 ページを御覧ください。

こちらが各路線の区域変更する区間を中心に拡大した位置図となります。

まず、黄色で着色された逗子市域を東西方向に横断するのが、横須賀逗子線です。また、図中央、逗子市域を南北方向に縦断するのが、桜山長柄線です。

次に、桜山長柄線に接続しまして、緑色で着色された葉山町域を南北方向に縦断するのが、長柄上山口線となります。

このうち、赤色で示した区間について区域を変更するものです。なお、これらの道路は、県道として路線認定していることから、県決定の案件となります。

6 ページを御覧ください。

こちらは、空中写真に都市計画決定データを重ね合わせたものとなります。

図中央南北方向に縦断する予定の桜山長柄線及び長柄上山口線の周辺は、丘陵地となっており、この路線は主にトンネル構造となっており、その地上部には住宅地が広がり、県立高校が立地しております。

7 ページを御覧ください。

まず、横須賀逗子線の変更の概要について御説明いたします。

図下側の桜山長柄線と接続する逗子警察署入口交差点に、新たな右折帯を設置することから、赤線で示した横須賀逗子線の当該交差点付近約 200 メートルの区間について、区域を変更するものです。資料左側の横断面図のとおり、変更前の幅員は 16 メートルですが、今回、変更後のとおり、双方向に右折帯を設置することから、幅員を 19 メートルに変更するものでございます。

8 ページを御覧下さい。

次に、桜山長柄線の変更の概要について説明いたします。

桜山長柄線は、開削となる地表式とトンネルとなる地下式で構成されております。今回の変更は、図の上側の逗子警察署入口交差点から、葉山町境までの区間について、事業実施に向けて詳細な検討を行った結果、トンネルの構造や法面等の道路の区域が確定したため、約 680 メートルの区間について、区域を変更するものでございます。

資料右側の標準横断面図でトンネル区間の区域変更について御説明いたします。

現在、都市計画決定されている区間は、上側の変更前のとおり、最大幅 16.8 メートルの区域を決定しておりました。今回、地質調査結果に基づきまして、ロックボルトの長さが確定したことから、下側の変更後のとおり、ロックボルトの長さを含んだ、最大幅 26.4 メートルの区域に変更するものです。

また、開削部とする範囲について、施行性や経済性等の観点から総合的に評価した結果、北側の地表式の延長を約 50 メートルから約 120 メートルに変更いたします。

9 ページを御覧ください。

次に、長柄上山口線の変更の概要について説明いたします。

今回の変更は、図上側の逗子市境から南郷トンネル入口交差点の区間について、桜山長柄線と同様に、トンネルの構造や法面等の道路の区域が確定したため、約 360 メートルの区間について、区域を変更するものです。

10 ページを御覧ください。

次に、2 点目の「都市計画公聴会における公述意見の要旨及び県の考え方」について説明いたします。

11 ページを御覧ください。

逗子市及び葉山町でそれぞれ公聴会を開催いたしました。公聴会では、6 人の公述人から御意見をいただきました。

公述申出書に記載された御意見の区分は、「賛成」が 0 人、「反対」が 5 人、「その他」が 1 人でございました。これらの御意見を表のとおり、その内容に応じまして 4 つに分類させていただきました。

この 6 人の公述意見の要旨と県の考え方については、報告資料①及び②にまとめ、事前に送付させていただいております。

本日はこの意見分類ごとに、黄色で着色しました代表的な御意見について説明させていただきます。

まず「1 道路の必要性について」、逗子 B 氏が公述された内容を説明いたします。

12 ページを御覧ください。

逗子 B 氏の御意見の要旨でございますが、「三浦半島中央道路の目的は、渋滞緩和及び災害時の内陸の道路確保と聞いている。しかし、現在の道路でも、南郷トンネル入口から逗葉新道を抜け横浜横須賀道路へ抜けるルート、国道 134 号線に出るルートがあり、既に目的を果たしている。この道路が本当に必要なら、計画策定時の 30 年前ではなく、現在の交通量に基づくシミュレーションを行い、必要性を示してほしい。今の逗子市にこの道路が必要なのかを検証し直してほしい。」という御意見でございました。

13 ページを御覧ください。

これに対する県の考え方は、「令和 6 年に発生した能登半島地震では、沿岸部の幹線道路が津波により被災し、物資輸送や救命活動に支障をきたしました。こうした状況は、三浦半島にも想定されることから、既存ルートに加え、内陸部に災害に強い幹線道路を整備し、道路ネットワークの代替性を確保することで防災力の強化を図ります。交通量推計につきましては、平成 27 年度道路交通情勢調査（道路交通センサス）を基に、令和 22 年における交通量を推計しており、県ホームページで公開しております。」という考え方です。

14 ページを御覧ください。

次に、葉山 A 氏が公述された内容を説明いたします。

御意見の要旨は、「トンネル付近に同じルートの道路が既に存在する。トンネル建設の目的を漠然と災害脆弱性の解消と説明されても、全く合理的な説明になっていない。なぜトンネルが必要か、現状の課題とトンネル建設の効果を、論理的に説明いただきたい。」という御意見でした。

15 ページを御覧ください。

これに対する県の考え方は、「災害時の救助活動等の中核を担う逗子市消防本部や逗子警察署と葉山・横須賀方面へのアクセスを迅速かつ円滑に実現するため、トンネルの整備が必要と考えます。当該区間には複数の同様なルートが存在しますが、いずれもトンネル案と比較し、大きく迂回する上に、高低差や屈曲部も存在することから、より安全に人や物資等を移動させるためにはトンネル案が最も相応しいと考えます。」という考え方です。

16 ページを御覧ください。

続いて「2 住民への周知について」です。逗子 B 氏が公述された内容を説明いたします。

御意見の要旨は、「トンネル直上の住民は計画のことを承知し、不安や工事が心配といった否定的な意見の方が多かった。一方、この計画道路の外側の住民は、どちらでもいいという方や、やや反対といった方が多かった。問題と思ったのは、多くの方が計画が動き出すことを知らない、計画は存在しないと認識していること。」という御意見でした。

17 ページを御覧ください。

これに対する県の考え方は、「説明会については、市町全域に配布される逗子市と葉山町の広報誌に掲載案内を掲載するとともに、横須賀土木事務所、逗子市及び葉山町の各ホームページでも御案内したほか、「さくなが NEWS」と題した案内チラシを作成し、事業区間周辺の各戸にポスティングするなど周知しています。」という考え方です。

18 ページを御覧ください。

続いて、「3 安全性と環境への影響について」、葉山C氏が公述された内容を説明いたします。

御意見の要旨は、「葉山都市計画のトンネル建設について、住民の生活環境への影響を懸念し、本計画に反対する。地下トンネル工事が住宅地の下で行われる場合、地上の生活環境に予期しない影響が及ぶ可能性を完全に否定することはできない。トンネル直上及び周辺地域に居住する住民に長期的な生活環境への影響が及ぶ可能性を慎重に検討する必要がある。」という御意見でした。

19 ページを御覧ください。

これに対する県の考え方は、「トンネル建設が地域の生活環境に与える影響については、環境影響評価の手引き「道路環境影響評価の技術手法」に基づき、環境影響評価を実施しました。工事中の大気汚染や騒音による生活環境への影響を低減するよう、低騒音型建設機械を使用する等の各種対策を実施します。また、トンネル工事の際は、振動、地盤沈下などのモニタリングを行い、慎重に工事を進めます。」という考え方です。

20 ページを御覧ください。

続いて、「4 文化財への影響について」、葉山B氏が公述された内容を説明いたします。

御意見の要旨は、「持田遺跡が、工事で掘削され完全に消滅してしまうと聞いている。現在の畑部分を潰す前にもう一度調査をしてほしい。持田遺跡がどうなるかは分からないが、できれば潰してしまった後もいろいろなものを残して欲しい。」という御意見でした。

21 ページを御覧ください。

これに対する県の考え方は、「埋蔵文化財に関しては、県文化財所管部局等と協議の上、文化財保護法に則り、適切に対処します。」という考え方です。

以上、公述のあった意見について、意見の分類ごとに、代表的な御意見を説明させていただきました。

なお、いただいた御意見については、県又は市町の所管部局に送付し、共有させていただくとともに、今後の取組の中で参考とさせていただきます。

また、報告資料として、事前に送付させていただきました「公述意見の要旨と県の考え方」については、6月26日付けで公述人に回答するとともに、県ホームページで公表しております。

22 ページを御覧ください。

最後に、「今後の都市計画手続き」について御説明いたします。

23 ページを御覧ください。

今後は、赤色で示したとおり、都市計画の案を決定し、法定縦覧など、所定の手続きを進めた上で、次回の都市計画審議会に付議する予定です。

以上で、逗子都市計画道路の変更（3・6・5号桜山長柄線、3・4・1号横須賀逗子線）、葉山都市計画道路の変更（3・6・10号長柄上山口線）に係る都市計画公聴会について報告を終わります。

【中村議長】

ただいま、事務局から報告がございましたが、何か御意見、御質問等がございましたら、挙手をお願いいたします。

特にございませんようですので、「逗子都市計画道路の変更（3・6・5号桜山長柄線、3・4・1号横須賀逗子線）に係る公聴会について」及び「葉山都市計画道路の変更（3・6・10号長柄上山口線）に係る公聴会について」の報告を終了いたします。

以上で、本日の審議会を閉会いたします。

<閉会>